

## 人員に関する基準

### 1 サービス提供責任者の配置

#### 基準

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（中略）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービスの提供に関する責任者（以下「サービス提供責任者」という。）としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。（後略）

【基準条例 第 6 条第 2 項及び第 4 項】

#### 事例

- ✓ 利用者の数に応じたサービス提供責任者の配置がされていない。
- ✓ サービス提供責任者が併設の他事業所の職務（有料老人ホームの管理者等）を兼務しており、専従職員が配置されていない。

#### 指導・ポイント

- 利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上のサービス提供責任者を配置すること。
- サービス提供責任者は、専従の職員を配置すること。
- これまで任用要件の 1 つとされてきた「3 年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの（介護職員基礎研修課程又は 1 級課程を修了した者を除く。）」については、**H31. 4. 1 から任用要件に該当しないこととなるため**、指定訪問介護事業者はこれに該当するサービス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講ずること。**(H30 年度改正点)**

### 2 管理者の兼務

#### 基準

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

【基準条例 第 7 条】

#### 事例

- ✓ 管理者が当該事業所の他の職種（訪問介護員）及び同一敷地内にある他の事業所の管理者として勤務している。

#### 指導・ポイント

- 訪問介護員としての業務中は事業所を離れることとなり、他の事業所の管理業務に支障が出ると考えられるため、兼務関係を見直すこと。

## 運営に関する基準

### 1 訪問介護計画の作成

#### 基準

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた訪問介護計画を作成しなければならない。

訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

#### 【基準条例 第 25 条第 1 項及び第 2 項】

- ①（前略）訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。（後略）
- ②（前略）訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

#### 【基準省令解釈通知 第 3 の一の 3 の (13) ①②】

#### 事例

- ✓ 訪問介護計画を作成しないまま、サービスの提供を行っている。
- ✓ 訪問介護計画が居宅サービス計画に沿っていなかった。
- ✓ 訪問介護計画に、具体的な内容が記載されていない。
- ✓ 居宅サービス計画の変更等によりサービスの内容が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画の内容を更新していない。

#### 指導・ポイント

- 訪問介護計画を作成し、利用者の同意を得てからサービス提供を行うこと。
- 訪問介護計画は居宅サービス計画に沿って作成すること。
- 訪問介護計画の作成にあたっては、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。
- 訪問介護計画については、サービス内容の変更等に応じて随時更新を行うこと。

## 介護報酬

### 1 初回加算

#### 基準

（前略）新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、（中略）算定する。

【報酬告示 別表 1 二】

#### 事例

- ✓ サービス提供責任者が同行訪問した記録がない。

#### 指導・ポイント

- サービス提供責任者が同行訪問した旨をサービス実施記録等に残しておくこと。

### 2 通院等乗降介助

#### 基準

「通院等のための乗車又は後車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係については、別紙に標準的な事例を示すので、（中略）留意すること。

【「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（H15. 5. 8 老振発第 0508001 号・老老発第 0508001 号）】

（前略）「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところです（ただし、「通院等のための乗車又は降車が中心である場合」の院内介助については、「通院のための乗車又は降車の介助」として包括して評価されます。

院内介助が認められる場合については各保険者の判断となります。（後略）

【訪問介護における院内介助の取扱いについて（H22. 4. 28 厚生労働省老健局振興課事務連絡）】

#### 事例

- ✓ 院内介助を伴う通院介助について、院内介助の時間を含め身体介護で算定している。

#### 指導・ポイント

- 『「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について』を参照の上、通院等乗降介助と身体介護中心型のいずれが適用になるか確認すること。
- また、院内介助の取り扱いについては、その必要性について介護支援専門員と十分に検討を行い、疑義がある場合には保険者に確認すること。

3 同一建物減算 (H30 改正事項)

基準

指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（「同一敷地内建物」）若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者（指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。

【報酬告示 別表 1 イ～ハ注 11】

事例

- ✓ 事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

- 要件に該当する場合には適切に減算すること。
- 従前は、事業所と同一の建物内に居住する利用者にサービスを提供する場合、減算の対象となるのは、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のみとされていたが、平成 30 年 4 月の報酬改定により、同一の建物であれば全ての建物について減算の対象とされたため、留意すること。

《参考：同一建物減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内(同一の建物内を含む)・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0～19	減算(100分の90)	減算なし
	20～49		減算(100分の90)
	50～	減算(100分の85)	

※いずれも建物の種別(養護老人ホーム、一般的な集合住宅等)を問わず適用される。

4

特定事業所加算

基準

特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

① 体制要件

イ 計画的な研修の実施

（前略）当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

ロ 定期的な会議の開催

（前略）サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等の全てが参加するものでなければならない。（後略）

【報酬告示留意事項通知 第2の2(13)①】

事例

- ✓ 研修の実施について、法人全体の年間の研修計画のみが策定されており、訪問介護員又はサービス提供責任者についての研修計画は策定されていない。
- ✓ 「定期的な会議の開催」について、会議は毎月1回、定期的に開催されているが、訪問介護員全員の参加には至っていない。

指導・ポイント

- 訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定すること。
- サービス提供に当たる訪問介護員等の全員が参加できるよう、会議回数、開催日時等の見直しを行うこと。

5

2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等

基準

2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

【利用者等告示 第3】

事例

- ✓ 訪問介護計画に、2人の訪問介護員等による訪問介護の必要性等が明記されていない。

指導・ポイント

- 2人の訪問介護員等により訪問介護を行う場合は、算定要件等を踏まえ、その必要性等を訪問介護計画に明記すること。